

第12章 準備書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」第46条の14第1項の規定に基づく経済産業大臣勧告（令和7年3月14日 20240621保第2号）は、以下のとおりである。

なお、同勧告に添付された鹿児島県知事意見は、「第11章 11.2.1 準備書について述べられた鹿児島県知事の意見」のとおりである。

経済産業省

20240621保第2号

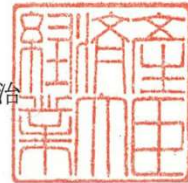
令和7年3月14日

合同会社 NWE-09 インベストメント

代表社員 日本風力エネルギー株式会社

職務執行者 ラウル・リエンダ・セビージャ 殿

経済産業大臣 武藤 容治



合同会社 NWE-09 インベストメント「（仮称）いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業（改定版）環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和6年6月21日付けで届出のあった「（仮称）いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業（改定版）環境影響評価準備書」について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の14第1項の規定に基づき審査した結果、環境影響評価について下記のとおり勧告する。

また、同条第4項の規定に基づき、鹿児島県知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

記

届出のあった準備書を基に事業特性及び地域特性の把握を行った上で環境影響評価法第20条第1項の規定に基づく鹿児島県知事の意見を勘案し、電気事業法第46条の12の規定に基づく意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮するとともに、電気事業法第46条の14第2項の規定に基づく環境大臣の意見を聴き審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

(別紙)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅等により大規模な土地の改変が行われ、現状計画では、土工量が著しく多いものとなっている。また、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の設置に伴い発生する多量の残土について、一部を対象事業実施区域外の処分場に場外搬出を行い、残りを対象事業実施区域内に設置する土捨て場において、適正に処分する計画となっている。これらのことから、土地の改変による水環境、動植物の生息・生育環境等への影響が懸念される。

このため、風車ヤード及び道路について、設置場所及び工法に関して更に検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り少量化するとともに、土捨て場について、工事計画の見直しや風力発電設備等の設置に関する工法の工夫等により、土地の改変を最小限に抑制し、土砂の崩落又は流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避し、又は極力低減すること。また、やむを得ず発生する残土については、再生資源として利用するなど有効活用を図ることを最優先に検討すること。

(3) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(4) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図り、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。特に、対象事業実施区域の東側における他事業については工事期間が一部重複する期間があるため、可能な限り調整を行うこと。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響



対象事業実施区域及びその周辺には、複数の住居、学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、本事業の実施による工事用資材等の搬出入に伴う騒音レベルが最大で5 dB 増加、建設機械の稼働に伴う騒音レベルが最大で15 dB 増加、風力発電設備の稼働に伴う騒音レベルが最大で5 dB 増加する予測結果となっており、本事業者が参考とした環境基準値は超過しないものの、現況値から大きく増加するとされている。

このため、工事の実施及び風力発電設備の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、防音・防振対策、工事工程の調整等の環境保全措置を講ずることにより、騒音による環境影響を極力低減するとともに、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音による生活環境への影響が生じる住居等に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

(2) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測では、本事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数の住居において超過しているが、遮蔽物により影響は低減されると予測されている。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避し、又は極力低減する観点から、風車の影による生活環境への影響が生じる複数の住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

本事業は、既設の道路等を活用することで、土地の改変面積を小さくする計画としているものの、対象事業実施区域及びその周辺は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき水源かん養保安林、保健保安林等に指定されている。また、本事業の工事計画は、風力発電設備等の設置等により大規模な土地の改変を伴うものとなっていることから、森林の伐採並びに土砂の崩落及び流出による動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、1. (2) の内容を踏まえて工事計画の見直しを実施した上で、関係機関等と十分に調整を行い、土地の改変を最小限に抑制し、土砂の崩落又は流出による動植物の生息・生育環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、サシバ、アカハラダカ等の渡りの飛翔が確認されているほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカのペアの飛翔が複数確認されており、本事業の実施によるこれら鳥類への影響が懸念される。また、本事業のクマタカの影響予測では、専門家へのヒアリング結果を踏まえて、営巣中心域、高利用域の解析に加え、幼鳥の行動範囲（推定）等を解析し、風力発電設備の配置計画は現地の地形やクマタカの行動特性を踏まえると繁殖等への重大な影響は生じないと予測しているが、予測には大きな不確実性を伴うため、クマタカの衝突リスクを環境保全措置により極力抑えた上で、適切な事後調査が行われる必要がある。本事業による鳥類への影響を回避し、又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 準備書の調査において繁殖が確認されなかったため幼鳥の行動範囲は推定であるほか、クマタカの行動範囲が変わる可能性もあることから、本事業者が工事着工前から稼働後に予定しているクマタカの生息状況の事後調査においては、繁殖状況やクマタカの干渉行動（排他的行動）にも着目して実施すること。

イ 鳥類の風力発電設備への衝突に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、工事中及び稼働後のクマタカの生息状況及び繁殖状況に関する事後調査並びに稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、対象事業実施区域の南側を含む範囲を主な生息域とするペアの行動圏内に配置予定の風力発電設備について、下記の環境保全措置の内容は、クマタカの営巣期、非営巣期を考慮した上で、十分な調査期間を検討し実施すること。

① 現時点で本事業者が計画している事後調査について、クマタカの生息状況

の調査の頻度を1～2回程度/月としているところ、その頻度を更に増やし、より精緻な情報を把握するとともに、目視確認以外にもレーダーやカメラ等の機器等の活用も検討すること。

- ② クマタカの接近及びバードストライクが確認された場合の対応について、事前に専門家等の指導や助言を受け、風力発電設備の稼働の一時停止、ブレードの回転抑制を含めた緊急の保全措置を講ずること。
- ③ 事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認されるなど、希少猛禽類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、事後調査の実施期間を更に延長するとともに、鳥類からの視認性を高める措置や稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ クマタカの繁殖活動への影響が懸念されることから、営巣期においては、可能な限り営巣中心域における風車敷、道路等の建設、大規模な森林伐採等の工事を回避するなどの環境保全措置を講ずること。

エ 稼働後においてバードストライク及びバットストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

オ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物の持ち去りなどによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見を踏まえ、十分な頻度で実施すること。

(5) 植物及び生態系に対する影響

対象事業実施区域内では、エビネ属等の重要な植物が確認されている。エビネ属については、本事業者の現地調査時に開花が確認できなかったため種まで特定できていないとされているが、キシマエビネであれば、「環境省レッドリスト 2020」（令和2年3月環境省）の絶滅危惧ⅠB類に該当する。本事業では、エビネ属を含む10種の重要な植物の移植が検討されている。

このため、本事業の実施に伴う重要な植物への影響を回避し、又は極力低減するための更なる確認、検討を進めた上で、やむを得ず代償措置として重要な植物の移植を行う場合には、移植後の定着状況に係る事後調査を適切に実施するとともに、以下の措置を講ずること。

ア 重要な植物の移植に当たっては、移植の事例、定着率、移植方法、移植先の選定、移植後の維持管理等について専門家等の助言を踏まえ、適切に実施すること。

イ 重要な植物に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、追加的な環境保全措置を講ずること。

(6) 水質に対する影響

濁水流出防止のための沈砂池については、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、十分に対応可能な性能とすること。

また、併せて局所集中的な降雨の傾向を踏まえる等、適切に環境監視を実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。



経済産業大臣勧告に対する事業者の見解は、第12-1表のとおりである。

第12-1表(1) 経済産業大臣勧告に対する事業者の見解

経済産業大臣勧告	事業者の見解
1. 総論 事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。 (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明 本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。	本事業計画の検討に当たっては、鹿児島県をはじめとした関係機関等と調整を行い、また、関係法令においても、関係機関等と事前協議、調整を行っています。 地域住民等に対しては環境影響評価法に基づく説明会以外にも、複数回の住民説明会を実施しており、また、ニューズレターの定期発行やQA集の配布等を通じて、事業計画に関する説明、周知を図っています。今後も引き続き地域の皆さまへ丁寧かつ十分な説明を実施します。
(2) 工事計画の見直しについて 本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅等により大規模な土地の改変が行われ、現状計画では、土工量が著しく多いものとなっている。また、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の設置に伴い発生する多量の残土について、一部を対象事業実施区域外の処分場に場外搬出を行い、残りを対象事業実施区域内に設置する土捨て場において、適正に処分する計画となっている。これらのことから、土地の改変による水環境、動植物の生息・生育環境等への影響が懸念される。 このため、風車ヤード及び道路について、設置場所及び工法に関して更に検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り少量化するとともに、土捨て場について、工事計画の見直しや風力発電設備等の設置に関する工法の工夫等により、土地の改変を最小限に抑制し、土砂の崩落又は流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避し、又は極力低減すること。また、やむを得ず発生する残土については、再生資源として利用するなど有効活用を図ることを最優先に検討すること。	準備書以降の検討により、風力発電設備等の構造・配置計画の見直しを行い、工事用・管理用道路（道路の拡幅工事等を含む。以下同じ。）の設置場所及び工法に関して検討を行って、切土及び盛土を可能な限り少量化し、土地の改変を最小限に抑えるように努めました。その結果、切土は準備書段階約85.6万m^3から約47.3万m^3と大幅に削減、盛土も約36.5万m^3から約34.4万m^3と可能な範囲で少量化しました。 風力発電設備等の配置等や工事用・管理用道路の敷設について、改変範囲の変更が生じたことから、動物、植物及び生態系の調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずることにより、大気環境、水環境、動植物の生息・生育環境、生態系への影響を回避・低減しました。 また、切土及び盛土計画の少量化を図ったことにより、やむを得ず発生する残土についても、約49.1万m^3から約12.9万m^3と大幅に削減しました。残土のうち4.3万m^3については対象事業実施区域内に設置する土捨て場で処分し、工事終了後は、地権者及び地域からの要望も踏まえ、農地として有効利用する等の検討を行います。残りの8.6万m^3は場外土捨て場にて処理業者に委託して適正に処分します。
(3) 事後調査等について ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。	評価書に記載した事後調査及び環境監視を適切に実施します。その結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討します。
イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。	追加的な環境保全措置の検討に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討します。

第12-1表(2) 経済産業大臣勧告に対する事業者の見解

経済産業大臣勧告	事業者の見解
ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。	事後調査により得られた結果及び必要に応じて検討する追加的な環境保全措置について報告書として取りまとめ、公表します。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めます。
(4) 累積的な影響について ア 対象事業実施区域及びその周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図り、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。特に、対象事業実施区域の東側における他事業については工事期間が一部重複する期間があるため、可能な限り調整を行うこと。	対象事業実施区域周辺で事業を行っている風力発電所の事業者及び環境影響評価中の事業者と調整を行い、累積的な影響を検討するための情報を共有しています。評価書段階で事業計画の見直しを行い、風力発電機設置位置等決定後、施設の稼働に伴う騒音、低周波音、風車の影及び鳥類への影響並びに地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響について予測及び評価を再度実施しました。 特に本事業の東側における「(仮称) いちき串木野・薩摩川内ウィンドファーム」の事業者である(株)グリーンパワーインベストメントと十分に協議・調整を行った上で、工事用資材等の搬出入に伴う大気環境及び人と自然との触れ合いの活動の場への累積的な影響について新たに予測、評価を行いました。
イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。	
2. 各論 (1) 騒音に係る影響 対象事業実施区域及びその周辺には、複数の住居、学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、本事業の実施による工事用資材等の搬出入に伴う騒音レベルが最大で5 dB増加、建設機械の稼働に伴う騒音レベルが最大で15dB増加、風力発電設備の稼働に伴う騒音レベルが最大で5 dB増加する予測結果となっており、本事業者が参考とした環境基準値は超過しないものの、現況値から大きく増加するとされている。 このため、工事の実施及び風力発電設備の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、防音・防振対策、工事工程の調整等の環境保全措置を講ずることにより、騒音による環境影響を極力低減するとともに、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音による生活環境への影響が生じる住居等に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。	騒音については、準備書以降の検討により、風力発電機の配置計画、工事用・管理用道路の工事計画の見直しを行って、予測及び評価を再度実施しました。その結果、本事業の実施による工事用資材等の搬出入に伴う騒音レベルが最大で6 dB増加、建設機械の稼働に伴う騒音レベルが最大で6 dB増加、風力発電設備の稼働に伴う騒音レベルが最大で5 dB増加となりました。 評価書段階での予測及び評価結果に基づいて、騒音による生活環境への影響が生じる可能性があると考えられる風力発電機の設置予定箇所から1 km圏内の住民の方々には十分な事前説明を行いました。

第12-1表(3) 経済産業大臣勧告に対する事業者の見解

経済産業大臣勧告	事業者の見解
(2) 風車の影に係る影響 対象事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測では、本事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数の住居において超過しているが、遮蔽物により影響は低減されると予測されている。 このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避し、又は極力低減する観点から、風車の影による生活環境への影響が生じる複数の住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。	風車の影については、準備書以降の検討により、風力発電機の配置計画、工事用・管理用道路の工事計画の見直しを行って、予測及び評価を再度実施しました。その結果、実際の気象条件を考慮する場合、参照したドイツのガイドライン指針値を超える住宅が13戸あると予測されました。これらの住宅について対象事業実施区域方向に樹木や建造物等の遮蔽物を考慮した予測を行った結果、指針値を超える住宅が5戸となりました。 当該住宅については個別訪問を行い、風車の影の影響について十分な事前説明を行いました。また、風車の影に関しては稼働後に、遮蔽物の状況確認、風車の影の確認等の事後調査を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、必要に応じてブラインドや遮光カーテンの設置、植栽など、住民からの要望や環境影響の大きさを踏まえた適切な環境保全措置を講じます。
(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響 本事業は、既設の道路等を活用することで、土地の改変面積を小さくする計画としているものの、対象事業実施区域及びその周辺は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき水源かん養保安林、保健保安林等に指定されている。また、本事業の工事計画は、風力発電設備等の設置等により大規模な土地の改変を伴うものとなっていることから、森林の伐採並びに土砂の崩落及び流出による動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。 このため、1.(2)の内容を踏まえて工事計画の見直しを実施した上で、関係機関等と十分に調整を行い、土地の改変を最小限に抑制し、土砂の崩落又は流出による動植物の生息・生育環境への影響を回避し、又は極力低減すること。	準備書以降の検討により、風力発電設備等の構造・配置計画の見直しを行い、工事用・管理用道路（道路の拡幅工事等を含む。以下同じ。）の設置場所及び工法に関して検討を行って、切土及び盛土を可能な限り少量化し、土地の改変を最小限に抑えるように努めました。その結果、切土は準備書段階約85.6万m^3から約47.3万m^3と大幅に削減、盛土も約36.5万m^3から約34.4万m^3と可能な範囲で少量化しました。 また、風力発電設備等の配置等や工事用・管理用道路の敷設について、改変範囲の変更が生じたことから、動物、植物及び生態系の調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずることにより、大気環境、水環境、動植物の生息・生育環境、生態系への影響を回避・低減しました。

第12-1表(4) 経済産業大臣勧告に対する事業者の見解

経済産業大臣勧告	事業者の見解
(4) 鳥類に対する影響 対象事業実施区域及びその周辺は、サシバ、アカハラダカ等の渡りの飛翔が確認されているほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカのペアの飛翔が複数確認されており、本事業の実施によるこれら鳥類への影響が懸念される。また、本事業のクマタカの影響予測では、専門家へのヒアリング結果を踏まえて、営巣中心域、高利用域の解析に加え、幼鳥の行動範囲（推定）等を解析し、風力発電設備の配置計画は現地の地形やクマタカの行動特性を踏まえると繁殖等への重大な影響は生じないと予測しているが、予測には大きな不確実性を伴うため、クマタカの衝突リスクを環境保全措置により極力抑えた上で、適切な事後調査が行われる必要がある。本事業による鳥類への影響を回避し、又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。 ア 準備書の調査において繁殖が確認されなかったため幼鳥の行動範囲は推定であるほか、クマタカの行動範囲が変わる可能性もあることから、本事業者が工事着工前から稼働後に予定しているクマタカの生息状況の事後調査においては、繁殖状況やクマタカの干渉行動（排他的行動）にも着目して実施すること。	クマタカの生息状況の事後調査は、繁殖状況やクマタカの干渉行動（排他的行動）にも着目して実施します。
イ 鳥類の風力発電設備への衝突に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、工事中及び稼働後のクマタカの生息状況及び繁殖状況に関する事後調査並びに稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、対象事業実施区域の南側を含む範囲を主な生息域とするペアの行動圏内に配置予定の風力発電設備について、下記の環境保全措置の内容は、クマタカの営巣期、非営巣期を考慮した上で、十分な調査期間を検討し実施すること。	工事中及び稼働後のクマタカの生息状況及び繁殖状況に関する事後調査並びに稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査については専門家の助言を受け、適切に実施します。また、対象事業実施区域の南側を含む範囲を主な生息域とするペアの行動圏内に配置予定の風力発電設備について、下記の環境保全措置の内容は、クマタカの営巣期、非営巣期を考慮した上で、十分な調査期間を検討し実施します。
① 現時点で本事業者が計画している事後調査について、クマタカの生息状況の調査の頻度を1～2回程度/月としているところ、その頻度を更に増やし、より精緻な情報を把握するとともに、目視確認以外にもレーダーやカメラ等の機器等の活用も検討すること。	クマタカの生息状況の調査の頻度等について、評価書段階で再度専門家に助言を受けました。 その結果を踏まえて、営巣中心域（繁殖テリトリー）において営巣期（1～6月）の工事を実施する月及び営巣中心域（繁殖テリトリー）に風力発電機を設置した以降の月については、調査頻度を2～3回程度/月に増やします。
② クマタカの接近及びバードストライクが確認された場合の対応について、事前に専門家等の指導や助言を受け、風力発電設備の稼働の一時停止、ブレードの回転抑制を含めた緊急の保全措置を講ずること。	事後調査の実施前に、環境影響の程度が著しいと判断する基準について専門家の指導や助言を受けることとし、事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導や助言を得て、適切な環境保全措置を講じます。

第12-1表(5) 経済産業大臣勧告に対する事業者の見解

経済産業大臣勧告	事業者の見解
③ 事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認されるなど、希少猛禽類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、事後調査の実施期間を更に延長するとともに、鳥類からの視認性を高める措置や稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。	事後調査の実施前に、環境影響の程度が著しいと判断する基準について専門家の指導や助言を受けることとし、事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導や助言を得て、適切な環境保全措置を講じます。
ウ クマタカの繁殖活動への影響が懸念されることから、営巣期においては、可能な限り営巣中心域における風車敷、道路等の建設、大規模な森林伐採等の工事を回避するなどの環境保全措置を講ずること。	環境保全措置として、営巣中心域（繁殖テリトリー）、特にクマタカBペアの幼鳥の行動範囲（推定）に近接する風力発電機及びその周辺の工事については、可能な限り営巣期を避けるように配慮した工程を検討し、止むを得ず営巣期に実施する工事については、営巣場所の推定域から遠い箇所から徐々に実施します。
エ 稼働後においてバードストライク及びバットストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。	バードストライク及びバットストライクが発生した場合の措置として、確認位置、損傷状況等の記録、関係機関への連絡、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力について事前に定めます。
オ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物の持ち去りなどによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見を踏まえ、十分な頻度で実施すること。	死骸の見落としや他の動物の持ち去りなどによる過小評価を回避するため死体除去実験（捕食者による持ち去り調査）等も併せて実施します。
(5) 植物及び生態系に対する影響 対象事業実施区域内では、エビネ属等の重要な植物が確認されている。エビネ属については、本事業者の現地調査時に開花が確認できなかったため種まで特定できていないとされているが、キシマエビネであれば、「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）の絶滅危惧ⅠB類に該当する。本事業では、エビネ属を含む10種の重要な植物の移植が検討されている。 このため、本事業の実施に伴う重要な植物への影響を回避し、又は極力低減するための更なる確認、検討を進めた上で、やむを得ず代償措置として重要な植物の移植を行う場合には、移植後の定着状況に係る事後調査を適切に実施するとともに、以下の措置を講ずること。 ア 重要な植物の移植に当たっては、移植の事例、定着率、移植方法、移植先の選定、移植後の維持管理等について専門家等の助言を踏まえ、適切に実施すること。	準備書以降の検討により、風力発電機の配置計画、工事用・管理用道路の工事計画の見直しを行って、予測及び評価を再度実施しました。その結果、移植の対象は9種となりました。移植を行う場合には、移植後の定着状況に係る事後調査を適切に実施します。 植物の重要な種の移植に当たっては、移植の事例、定着率、移植方法、移植先の選定、移植後の維持管理等について専門家等の助言を踏まえ、適切に実施します。
イ 重要な植物に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、追加的な環境保全措置を講ずること。	事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導や助言を得て、適切な環境保全措置を講じます。

第12-1表(6) 経済産業大臣勧告に対する事業者の見解

経済産業大臣勧告	事業者の見解
(6) 水質に対する影響 濁水流出防止のための沈砂池については、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、十分に対応可能な性能とすること。 また、併せて局所集中的な降雨の傾向を踏まえる等、適切に環境監視を実施すること。 以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。	濁水流出防止のための沈砂池については、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえた容量と設置個数を設計しました。また、工事期間中、土砂堆積状況について環境監視を行います。